

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年9月30日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和6年10月10日から同月30日まで縦覧に供する。

令和6年10月8日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊郡中部用水利土地改良区連合	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 河内地区	観音寺市経済部 農林水産課
香川県三豊市三野町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 佐良池地区	三豊市農政部 土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 横井地区	〃
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 戸川地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 北野地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 平間上池地区	〃